

○年度途中において設立された街路灯管理団体に対する公衆街路灯維持管理事業補助金の取扱基準
(平成19年4月1日施行)

平成19年4月1日施行

(補助の申請)

第1条 年度途中において設立された街路灯管理団体で、公衆街路灯維持管理事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする団体は、設立の届出のあった日の属する月又は当該団体が電気料金の支払を開始した月分から、その時点の補助対象街路灯数により申請するものとする。

(申請書添付書類)

第2条 申請書に添付する書類は、街路灯管理団体が設立の届出のあった日の属する月分又は当該団体が電気料金の支払を開始した月分の補助対象街路灯の電気料金領収証（一括前払契約をしている場合は口座振替月）又はこれに代わるもの（以下「領収証等」という。）、街路灯配置図及び間近の電気料金集約分内訳表（3月又は9月分。領収証等が集約扱いになっている場合のみ必要）とする。

(補助金の算定基準)

第3条 補助金の算定は、次の各号による。

- (1) 補助金年額を設立の届出のあった日の属する月又は電気料金の支払を開始した月から3月までの月数で按分した額とする。設立の届出のあった日の属する月と電気料金の支払を開始した月が異なる場合には期間の短い月数とする。
- (2) 既存の街路灯管理団体の区域からの分離等により設立した街路灯管理団体の場合で、既存の街路灯管理団体に既に支払われている補助金がある場合には、これを控除する。

(交付時期)

第4条 補助金は、原則として街路灯管理団体の設立等が当該年度4月2日から5月末日までの場合は8月に、当該年度6月1日から当該年度終了日3週間前までの場合には3月に、それぞれ一括して交付する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。